

「宍粟郡役所文書」

(その二)



県庁公文書館に残された宍粟郡役所文書。装丁の違いはありますが、郡役所の業務に関するほとんどの書類がそろった貴重な史料群です。

郡役所の事務は、当初は庶務、産業、戸籍、議員選挙などでしたが、明治三十三年（一九〇〇）四月の官制改正により、庶務、産業、社寺宗教、徴兵事務、土木、衛生、統計、戸籍、人事、往復文書、議員選挙、救護、警備、教育、税務、会計などに及んでいました。（兵庫県郡役所事蹟録）

一方、宍粟郡役所に残された本史料群の分類項目（後述）や史料の内容を見ると、前記郡役所事務のうち、戸籍、往復文書、警備、会計を除いたほとんどすべてについて関連する史料が残されていました。つまり、本史料群は郡役所に所蔵されてきたものが、後世にほぼそのまま引き継がれた、たいへん貴重な資料であると

言ってもよいでしょう。

史料は、公文書と資料を綴じ合わせたもので、黒表紙で綴じられたものと、黒表紙がなく、ひもで仮綴じされているだけのもの、仮綴じではあるが「宍粟郡役所文書」という史料群名と分類項目名の書かれた表紙がついているものの三種類があります。また、この分類は綴じ方や表紙の有無には関係なく、どれも同じように教育文化・産業などの内容項目に分けられていました。県庁の公文書は、戦前戦後ともに「改正市制町村制例規（明治四十四〜大正八）」というように、各時代に実施された業務内容ごとの簿冊（ファイル）が作成されます。ですから、宍粟郡役所文書のように内容で分類されることはないのが普通です。しかし、歴史の資料として用いるときは、本史料群のように分類分けされている方が調べやすい利点があります。

宍粟郡役所文書の内容を紹介していきます。本史料群には「教育文化」と分類された項目があり、そのうち、「壮丁教育」と「二部授業」という小項目があります。これらはいずれも戦争に関係して実施された政策です。

「壮丁教育」の「壮丁」とは満二十歳の徴兵年齢に達した青年を指し、明治三十年代になり、徴兵年齢の青

年を教育することで、貧困や家事の手伝いなどが理由で、学校に行けなかった者に対する教育機会を補う目的がありました。

一方、「二部授業」は日露戦争（明治三十七年（一九〇四）〜同三十八年（一九〇五））に臨む政府が、戦費捻出のため教育費の節減を計った結果、教員は減らすが、児童らの受ける授業数は減少させないために行ったものです。生徒は二グループに分けられ、それぞれ午前か午後授業どちらかを受けさせるものでした。当時、就学率上昇の目的もあり、小学校の授業料は廃止されていたので、さらなる経費節減のために、このような二部授業実施はやむを得なかったのです。

その一方で、二部授業を実施した結果に関する調査が宍粟郡で行われました。この調査報告で懸念されていたのは、二部授業実施による授業の質の低下でした。これに対して、右の調査報告では、教え方の上手な教師を派遣することで、授業内容の質低下はカバーしようかと結論づけています。こうして、二部授業は大正七年（一九一八）度まで実施されましたが、残念ながら宍粟郡が二部授業を止めたときの記録は残されていません。

兵庫県企画県民部文書課囑託 伏谷 聡

編集後記

市外出身の^小が宍粟で生活を始めてもうすぐ1年が経ちます。先月の16日に伊和神社秋季大祭の『屋台』を初めて見に行きました。たくさん見物客で賑わっており、いったいどんな祭だろうと期待はしていましたが、5台の大きな屋台が境内の中を勇壮に、そして激しく練り合わせる姿を生で見ると、想像をはるかに越えた迫力と感動で、全身に鳥肌が立ちました。伊和神社の屋台だけでなく、宍粟市には全国に誇れる伝統行事や観光地がたくさんあります。市内外問わず、一人でも多くの人に宍粟の良さを伝えるお手伝いができたらと改めて感じた一日でした。

^小